

第 18 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することとする。

令和3年11月30日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

権利の根拠		相手方	放棄する権利		理由
種類	発生年度		内訳	金額等	
国家賠償法第1条第2項に基づく求償権	令和元年度	個人	求償権	5,333,921円のうち、333,921円。ただし、和解条項に従い相手方が3,600,000円を分割して支払った場合(100,000円以上の未払いが生じない場合に限る。)は、1,733,921円。	熊本地方裁判所から提示された和解案に基づき、訴訟上の和解をするため。

(提案理由)

権利の放棄については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。